

家族が扶養からはずれるとき

被扶養者の条件を満たさなくなったときは、速やかに扶養からはずす手続きをしてください
「健康保険法の扶養家族」「所得税法の扶養家族」「各社の扶養手当」の基準は一致しません
ひとつの手続きをしてすべて済んでいると思われる方が多いようですが、それぞれ所定の手続きがあります。必ず個々に申請を行ってください。

<被扶養者の条件を満たさなくなったとき>とは

1. 就職をした。

- 就職したので保険証をもらった
- パート・アルバイトの収入が増えたので社会保険に加入した

<注意>

就職したが、「試用期間中は健保に加入できない」「就職先に健保がない」「すぐ辞めてしまうかもしれないから」などの理由により手続きをされない方がいますが、継続的な収入が得られるようになったときは、勤務開始日より扶養家族ではなくなります。

2. 別の家族の扶養家族になった。

- 被保険者とは別の人が生計維持者となった

<例>

扶養していた娘が結婚し夫の扶養となった。
扶養していた息子が結婚し自立した。
離婚により扶養関係がなくなった。

3. 75歳以上で長寿医療制度（後期高齢者）の保険証を持っている

- お住まいの市区町村より「後期高齢者被保険者証」が届いた

4. 継続的な収入が年間収入が130万円（60歳以上は180万円）を超えた。

- パートやアルバイトの収入が、一年間（1月から12月）の収入合計で「年収限度額」を超えたときは、必ず扶養をはずす手続きをしてください。

<年間収入の試算方法>

区分	年収限度額	月額限度額
60歳未満	130万円未満	108,333円未満 (130万円÷12ヶ月)
60歳以上 及び障害者	180万円未満	150,000円未満 (180万円÷12ヶ月)

5. 雇用保険（失業給付）を申請し受給するようになった

- 「出産・育児・病気・海外赴任へ同行」等のため、受給期間を延長されていた方で、受給を開始した際には、必ず扶養をはずす手続きをしてください。

<年間収入の試算方法>

区分	年収限度額	日額限度額
60歳未満	130万円未満	3,612円未満 (130万円÷12ヶ月÷30日)
60歳以上 及び障害者	180万円未満	5,000円未満 (180万円÷12ヶ月÷30日)

6. 共同扶養している子どもについて、配偶者があなたの収入を上回るようになった

- 夫婦が共働きで扶養している子については、年間収入の多い方の被扶養者とします。
- 双方の収入が同程度である場合には現在扶養している方の扶養家族とします。

7. 家族が死亡した

- 併せて埋葬料の請求ができます

<扶養削除日>

- ★ 就職したとき・就職日または、その健保の資格取得日
- ★ 収入が認定基準を超えたとき・その事由が発生した日
- ★ 離婚・死亡のとき・発生日の翌日
- ★ 雇用保険の受給を開始したとき・失業給付金の受給開始日

<申請方法>

所定の用紙に記入のうえ、各会社の健保担当者に保険証を添えて提出

- ★ 健康保険被扶養者（新規・異動）届
- ★ 健康保険証

<手続きを忘れたときの注意点>

資格がすでになくなっているにもかかわらず、申請をしなかった場合には、遡って資格を取り消します。（扶養削除日欄参照）

当該期間に誤って保険証を使用した場合は、健保が負担した医療費及びその他給付金を返還しなくてはなりません。

こういったトラブルをさける為にも速やかに手続きをしてください。

保険証が変わった後の受診の際には、その旨を医療機関の窓口にお伝えくださるとトラブルが少ないようですのでご協力をお願いいたします。

<被扶養者資格の調査>

当健保では保険給付適正の観点から、毎年6月に「被扶養者確認調査」をしております。被扶養者の方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかを確認するためのものです。

その結果認定基準を満たしていないと判断した場合には判定の翌日から被扶養者の資格がなくなります。